

河合町告示第3号

河合町流域関連公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行例第3条の規定により、その案を下記のとおり縦覧に供する。

平成30年1月29日

河合町長 岡井 康徳

記

1. 変更に係る都市計画の種類及び名称 大和都市計画下水道 河合町流域関連公共下水道
2. 事業計画変更に係る土地の区域
北葛城郡河合町大字 泉台、佐味田、川合、長楽
3. 工事完成予定年月日 平成37年3月31日
4. 事業計画の案の縦覧場所 河合町役場まちづくり推進部上下水道課 (河合町第2浄水場2階)
5. 縦覧期間 平成30年1月29日(月) ~ 平成30年2月13日(火)
(但し、執務時間中とする。)
6. 意見書の提出要領

この事業計画変更の案について意見を提出使用とするものは、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所・氏名及び職業を併記した文書一通を町長宛とし、河合町役場まちづくり推進部上下水道課に平成30年2月13日(火)迄に必着するように提出すること。